

別表第2 慶弔金等支給基準

平成25年4月22日理事会決定

業務施行規則第14条第1項に規定する慶弔金等の支給は次の基準による。

1. 慶 祝 金

会長は、構成員及び本協会関係機関等に慶事が生じた場合、慶祝金を贈ることができる。ただし、事前又は事後に理事会に報告し承認を得るものとする。

2. 見 舞 金

種 別	見 舞 金	備 考
会 員	10,000 円	7 日以上入院の場合

3. 弔 慰 金

(1) 会 員

種 別	香 典 等	供物等 (状況による)	備 考
会 長	200,000 円	花環又は生花、弔電	
副会長	150,000 円	花環又は生花、弔電	
理事、監事	100,000 円	花環又は生花、弔電	
会 員	20,000 円	花環又は生花、弔電	
会員の配偶者	10,000 円	花環又は生花、弔電	
会員の父母、子	10,000 円	花環又は生花	

(2) 会員に準ずる者

種 別	香 典 等	供物等 (状況による)	備 考
会長、副会長経験者	50,000 円	花環又は生花、弔電	
理事、監事経験者	30,000 円	花環又は生花、弔電	
そ の 他	20,000 円以内	花環又は生花、弔電	

※ 3. 弔慰金において、「(1)会員に準ずる者」とは会員会社を退任した者又は特に協会に貢献したと認められる者をいう。(1)会員と(2)会員に準ずる者との両方に該当する場合は、そのいずれかを適用する。